

総行選第 1 2 7 号
令和 4 年 1 1 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長 }

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 2 1 0 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 4 年法律第 8 9 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）の改正は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る改正法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いします。

記

第 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和 2 年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、2 5 都道府県において 1 4 0 選挙区の改定を行うものとされたこと（改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）別表第一関係、別添参照）。

第2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和2年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させるものとされたこと（新法別表第二関係）。

第3 施行期日等に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1月を経過した日（令和4年12月28日）から施行するものとされたこと（改正法附則第1項関係）。
- 2 新法の規定は、衆議院議員の選挙については改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2項関係）。

したがって、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙等については、改正法による改正前の公職選挙法別表第一で定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区で行われるものであること。

- 3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和4年6月16日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすもの等とされたこと（改正法附則第3項関係）。

今回の改定で変更される選挙区

	都道府県数	選挙区数	都道府県別内訳 ※ ()内は該当選挙区	
1. 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	5	61	埼玉県 (12 : 1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区) 千葉県 (9 : 2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区) 東京都 (22 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区) 神奈川県 (11 : 5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区) 愛知県 (7 : 5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区)	
2. 選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	10	45	宮城県 (5 : 1区、3区、4区、5区、6区) 福島県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 新潟県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 滋賀県 (3 : 2区、3区、4区) 和歌山県 (3 : 1区、2区、3区) 岡山県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 広島県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 山口県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 愛媛県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 長崎県 (4 : 1区、2区、3区、4区)	
3. 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの	2	4	大阪府 (2 : 8区、9区) 福岡県 (2 : 1区、4区)	
4. その他作成方針に基づく改定に伴うもの	8	30		
(内訳)	①第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの	2	5	北海道 (3 : 3区、4区、5区) 兵庫県 (2 : 5区、6区)
	②合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの	6	25	茨城県 (5 : 1区、2区、4区、6区、7区) 栃木県 (4 : 1区、2区、4区、5区) 群馬県 (4 : 1区、2区、3区、5区) 岐阜県 (2 : 1区、3区) 静岡県 (8 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区) 島根県 (2 : 1区、2区)
合計	25	140		

(参考) 選挙区の区域に変更がない府県

22 府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注：「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）1（1）で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区（鳥取県第2区）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準（令和2年日本国民の人口では273,973人～547,945人）に適合しない選挙区である。